

総務委員会委員長報告書

令和3年10月5日

総務委員会に付託されました議案3件、陳情4件について、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果を、審査経過順に報告します。

初めに、陳情第10号「常勤特別職員の報酬を削減しその経費を市民が緊急に必要としている新型コロナ対策にあてることを、議会で決議することを求める陳情書」について報告します。

本陳情は、常勤特別職員の報酬を削減し、新型コロナウイルス感染症対策に充てることを議会で決議することを求めるものです。

執行部からの見解は特になく、審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

昨年、流山市議会の中でも、議員報酬削減の話があって、わが党は賛成してきた経緯があり、主旨が同じ陳情であるため。

がありました。

採決の結果、1対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第12号「コロナ差別等防止強化の決議を求める陳情書」について報告します。

本陳情は、コロナ禍において生活に強いられている行動、経済活動等の自粛、感染防止対策とされているマスクの着用や新型コロナウイルスワクチン接種において、人権侵害が横行し始めていることに対して、市の人権保護の取り組み強化を求めるものです。

初めに、当局より、

まず本市の立場として、新型コロナウイルス感染症に関するいかなる差別もあってはならないと考えています。

また、昨年の新型コロナウイルス感染症第1波を受けて議員発議により令和2年6月19日には「流山市新型コロナウイルス感染症対策条例」が制定されました。

当条例には、第5条第3項に「市民等は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、又はり患している恐れがあること等を理由に、不当な差別的扱いや誹謗中傷を行ってはならない」と謳われています。

私たちは、この条項の具体的な取り組みとして、「広報ながれやま」や「市ホームページ」でコロナに関する偏見や差別を無くすための周知、また、これらのことに対して困っている方が相談できる各種窓口等の紹介をしてきました。

このような取り組みが幸いしてか、昨年令和2年度から先週9月10日までの間、市長の手紙や市政のメール等で新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷を受けたという市民からの相談は1件も寄せられていません。

しかしながら、市で把握していない所で、このような差別的扱いを受けている方がいるかもしれず、また、今後も新型コロナウイルス感染症のまん延が続くと予想される中で、市民を指導する立場にはないが、差別を生まないための周知等の活動が引き続き必要と考えています。

市では「流山市新型コロナウイルス感染症対策条例」の理念に基づき、今後も差別を生まないための情報発信を行い、また市民から相談があれば真摯に対応をして参ります。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 不採択の立場で討論する。

健康上、希望してもワクチン接種ができない方や、マスクができない方への誹謗中傷や、差別を禁止することは、至極当然である。

さらに、新型コロナウイルス感染症にかかってしまったことから、一方的な解雇を受けるようなことも絶対にあってはならない。

一方で「ワクチン接種を行ったら無期限自宅待機、というメッセージを流すような会社があった」という報道もあったが、こういう逆差別も、絶対に許されるものではない。

また、飛行機や飲食店でのマスク着用依頼に対し、拒絶し、飛行機と同乗者や、店舗経営者、飲食店利用者とトラブルを自ら誘発するような迷惑行為も認められるものではない。

そして、今感染症対策の最前線で奮闘されている医師や看護師などの医療関係者、保健所関係者への差別や誹謗中傷については、この陳情では一切触れられていないことが、本当に残念である。

また、マスクの弊害については、公益社団法人日本小児科学会から

の提言で「乳幼児のマスク着用には危険があります。特に、2歳未満の子どもでは気を付けましょう」という注意喚起はされているものの、子ども全般に弊害があるという陳情主旨には賛同しかねる。

最後に、流山市新型コロナウイルス感染症対策条例第5条で記載しているとおり、個人の感染予防及び感染拡大への注意と一体で、差別や誹謗中傷等の禁止があることをご理解いただくよう切にお願いする。がありました。

採決の結果、0対5をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第13号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書」について報告します。

本陳情は、辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとの意見書を、国及び衆議院、参議院に対して提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

他国との安全保障に係る問題も兼ねていることから、国等が判断すべきものであり、当該陳情に対する市の見解を述べる立場にはありませんので、控えさせていただきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

わが党は、沖縄県からどこかに基地を移せばいいという考えではなく、基地そのものを廃止するべきという立場であるため、3の項目については見解が異なる。

しかし、沖縄県はどこの地域よりも基地が集中しており、危険にさらされている状況がずっと続いているため、沖縄県民の苦渋の選択として、提案されている中身だと捉えた。

がありました。

採決の結果、1対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第17号「沖縄県において「戦没者の遺骨が眠る土砂を、辺野古新基地建設の埋め立等に使用しないよう」国に求める意見書採

択の陳情書」について報告します。

本陳情は、戦没者の遺骨が眠る土砂を、辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないとの意見書を、国に対して提出することを求めるものです。

初めに、当局より、

他国との安全保障に係る問題も兼ねていることから、国等が判断すべきものであり、当該陳情に対する市の見解を述べる立場にはありませんので、控えさせていただきます。

との意見がありました。

審査の過程における討論として、

1 採択の立場で討論する。

戦没者の遺骨を辺野古新基地建設の埋め立てに使うなどとは、人道上許されないことである。

犠牲者の尊厳を冒瀆し、物言わぬ戦没者を、2度殺すような人の道に反する行為はすべきではない。陳情項目の1と2については、人として当然の要求である。

がありました。

採決の結果、1対4をもって、不採択すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「流山市個人情報保護条例及び流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告します。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理等を行うものです。

審査の過程における討論として、

1 反対の立場で討論する。

デジタル法は、地方自治体の独自策を認めないという地方自治の侵害の問題、個人情報流出の危険性の問題などを含んでいるため、わが党は、おおもとのデジタル法に反対、マイナンバーそのものにも反対の立場である。

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「令和3年度流山市一般会計補正予算（第11号）」について報告します。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による行事の中止等に伴う事業費の減額及び令和2年度決算剰余金等から教育、文化及びスポーツ振興基金等の各特定目的基金への積立を行うほか、ごみ焼却施設機械機器類の補修費用等の追加など所要の補正を行うものです。

歳入歳出予算総額に、それぞれ19億3,107万7千円を追加し、762億2,776万9千円とするものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

専決処分された令和3年度流山市一般会計補正予算（第9号）に続いて、今回の令和3年度流山市一般会計補正予算（第11号）を見た時に、8月だけで流山市民は1,000人を超える新型コロナウイルス感染者が出て、救急隊の不搬送は、7月は6件、8月は71件もあって、自宅療養者と入院やホテル療養者を合わせれば200人を超えるという。このような非常事態の中、その1件1件に命がかかっていることを市長は認めているにもかかわらず、このような補正予算はありえないと思う。

財政調整積立基金の取り崩しはやめる。必要とはいえ、特定目的基金に17億6,000万円の積み立てはする。お金を出そうとしているところはどこかといえば、今すぐ必要ではないカフェをつくらうとしている。

あまりにもひどい補正予算であると強く指摘する。

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第67号「工事請負契約の変更について（（仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事）」について報告します。

本案は、令和2年第4回定例会で議決を経た南流山地域図書館・児童センター建設工事に係る工事請負契約を変更するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点指摘し、反対の立場で討論する。

新型コロナウイルス感染症が、この一年以上ずっと収まらない中で、一番煽りを受けているのが飲食業である。

民間事業者にとっても厳しい状況がずっと続いている中で、今この時期に、それも飲食に関わるカフェを、あえて公共施設の中に整備する必要性はどこにもないと思う。

夏休み中、中学生・高校生は空いている公民館の空き部屋を使って勉強していた。カフェのスペースは、中高生が勉強できる場としても活用できるフリースペースに変更して、自動販売機などを置いて、利活用できるようにするべきだと指摘する。

がありました。

採決の結果、4対1をもって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上